

# 身体的拘束最小化のための指針

## 1. 身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

身体的拘束は、患者の生活の自由を制限することであり、患者の尊厳ある生活を阻むものである。当院では、患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが拘束による身体的・精神的弊害を理解し、緊急かつ一時的でやむを得ない場合を除き身体的拘束をしない医療の提供に努めるものとする。

## 2. 身体的拘束の定義

本指針における身体的拘束とは、抑制帯等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの用具を使用して一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。

## 3. 身体的拘束最小化に取り組む姿勢

- (1) 患者が問題行動に至った経緯をアセスメントし、問題行動の背景を理解する。
- (2) 身体的拘束をすぐに行う必要があるかを複数名で評価し、身体的拘束をしなくてもよい対応を検討する。
- (3) 多職種によるカンファレンスを実施し、身体的拘束の必要性や期間、適正な用具であるか等を評価する。
- (4) 身体的拘束は一時的に行うものであり、期間を定め、アセスメントを行い、身体的拘束解除に向けて取り組む。
- (5) 身体的拘束を回避することで生じうる事象に対し、安全な環境の確保に努める。
- (6) 身体的拘束には該当しない患者の身体又は衣服に触れない用具であっても、患者の自由な行動を制限することを意図とした使用は最小限とする。
- (7) 薬剤による行動制限は、患者・家族等の同意を得るものとし、医師、看護師、薬剤師等と協議のうえ、適正量を使用する。
- (8) 身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。
  - ① 患者主体の行動、尊厳を尊重する。
  - ② 言葉や応対などで患者の精神的な自由を妨げない。
  - ③ 患者の思いを汲み取り、患者の意向に添った多職種による支援を行う。

- ④ 身体的拘束を誘発する原因の特定と除去に努める。

#### 4. 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合

(1) 患者又は他の患者等の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、次の「3要件」をすべて満たした場合に限る。

- ① 「切迫性」患者本人又は他の患者の生命又は身体が危険にさらされる可能性があり緊急性が著しく高いこと。
- ② 「非代替性」身体的拘束を行う以外に切迫性を除く方法がないこと。
- ③ 「一時性」身体的拘束が必要最低限の期間であること。

(2) 「3要件」の適合性については、医師・看護師を含む多職種で検討するものとし、身体的拘束の実施に当たっては、医師が指示し、患者・家族等への説明と同意を得て行うことを原則とする。

#### 5. 身体的拘束最小化チームの設置

院内に身体的拘束最小化対策に係る医師・看護師を含む多職種から構成されるチームを設置し、以下のことを実施する。

- ① 身体的拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知する。
- ② 身体的拘束の最小化に向けた医療・看護を検討する。
- ③ 定期的に本指針・マニュアルを見直し、職員へ周知して活用する。
- ④ 身体的拘束最小化に関する職員研修を年に1回以上開催する。

#### 6. 指針の閲覧について

本指針は当院マニュアルに綴り、職員が閲覧可能とするほか、当院ホームページに掲載し、いつでも患者・家族等が閲覧できるようにする。

#### 附 則

この指針は令和6年12月20日より施行する。